

亀岡市告示第156号

令和8年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）第16条第3項、第16条の6の5第3項、第16条の10第3項及び第16条の15第3項の規定により告示する。

令和8年6月1日

亀岡市長 桂川 孝裕

1 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の9.02
被保険者均等割	33,600円
世帯別平等割	22,900円
世帯別平等割半額	11,450円
世帯別平等割4分の3額	17,180円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.87
被保険者均等割	10,500円
世帯別平等割	7,000円
世帯別平等割半額	3,500円
世帯別平等割4分の3額	5,250円

3 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.82
被保険者均等割	11,900円
世帯別平等割	5,900円

4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の0.28
被保険者均等割	1,100円
18歳以上均等割	70円
世帯別平等割	730円
世帯別平等割半額	370円
世帯別平等割4分の3額	550円